本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一〇七号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和元年一二月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（警察庁）

1　携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

㈠　携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）等に付する点数を引き上げることとした。（別表第二関係）

㈡　携帯電話使用等（保持）に対する反則金の額を引き上げることとした。（別表第六関係）

2　歩行補助車等に係る規定の整備

小児用の車並びにレール又は架線によらないで通行させる車であって、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に該当するものを歩行補助車等とした。（第一条関係）

3　運転経歴証明書の交付要件等の整備

㈠　免許が失効した者のうち、免許証の有効期間が満了する日において免許の取消し等の基準に該当するものについては、運転経歴証明書の交付を申請できないこととした。（第三九条の二の五関係）

㈡　免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、申請日前五年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うこととした。（第三九条の二の五関係）

㈢　免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものについては、特定失効者から除き、運転免許試験の一部免除を認めないこととした。（第三四条の三関係）

4　その他

㈠　自国の運転免許証に日本語による翻訳文を添付することにより、我が国において運転することができるようになる国又は地域から、スロベニア共和国を削ることとした。（第三九条の四関係）

㈡　免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由等として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを追加することとした。（第三三条の六の二及び第三四条の三関係）

㈢　㈡の事情による特定失効者の運転免許試験手数料等の額を引き下げることとした。（第四三条関係）

㈣　免許証再交付手数料の額を引き下げることとした。（第四三条関係）

㈤　その他所要の規定を整備することとした。

5　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　㈢を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年一二月一日）から施行することとした。

㈢　4㈠については、公布の日から施行することとした。

政　令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号、第九十条第一項ただし書及び第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号、第百条の二第一項本文及び第四号並びに第百二条の二、同法第百五条第二項において準用する同法第百四条の四第五項及び第六項並びに同法第百七条の二、第百十二条第一項、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歩行補助車及びショッピング・カート（これらの車で」を「次に掲げるもの（」に改め、同条に次の各号を加える。

一　歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート